

「衆議院選挙制度に関する調査会」（第16回）議事概要

1 日 時 : 平成27年12月16日(水) 14:30 ~

2 場 所 : 衆議院議長公邸

3 出席者 :

座長	佐々木 毅	明るい選挙推進協会会長、元東京大学総長
	荒木 毅	富良野商工会議所会頭
	岩崎美紀子	筑波大学教授
	大石 眞	京都大学教授
	大竹 邦実	地域社会ライフプラン協会理事長、元衆議院調査室長
	加藤 淳子	東京大学教授
	櫻井 敬子	学習院大学教授
	佐藤 祐文	横浜市会議員、前横浜市会議長
	曾根 泰教	慶應義塾大学教授
	並木 泰宗	日本労働組合総連合会政治局局長
	平井 伸治	鳥取県知事
	堀籠 幸男	慶應義塾大学特別招聘教授、元最高裁判事
	山田 孝男	毎日新聞社特別編集委員
	河村 建夫	衆議院議院運営委員会委員長代理理事

4 議事要旨

(1) 答申案の原案について、委員間で討議を行った。

(各委員からの主な発言)

「定数削減について」

起草委員会から、定数削減について、4減案（総定数 471 とし、小選挙区を 1 減（0 増 5 減を含めると 5 減）、比例代表を 3 減する。戦後我が国が長い間維持してきたと考えられる本則定数である 471 に戻すもの。）と 10 減案（総定数 465 とし、小選挙区を 5 減、比例代表を 5 減する。衆議院議員の定数を戦後最少の数とするもの。）の提案があった。

- ・ 将来、人口の多い地域と少ない地域とにますます二極化していく中、定数を抑制して人口の少ない地域に代表を確保しようとするれば、人口の多い地域に議席が十分に配分できなくなり、一票の較差是正に逆行することとなる。問題は、定数抑制と較差是正を優先するのか、定数を維持して較差是正を優先するのかという二者択一があり、どこでバランスをとるかということであり、定数削減の問題については、国民の判断に委ねるべきではないか。
- ・ 与野党とも大幅な定数削減を国民に約束しながら決められないので、本調査会が審議してきたわけであるから、調査会の姿勢を示すことが相当であり、10 減案が相当と考える。
- ・ 定数削減については、憲法との関係において政党の公約というものは、必ずしも一票の較差是正と比べて軽いものではないという指摘があり、

政党が大幅な削減を公約しても、(現実的には)それほど大きい数を減らせるわけではないので、(調査会としては)大体のしるべとしてのラインを示していく必要があるが、これまでの議論を踏まえて、現実的な回答を出す必要がある。

- ・ 歴史的経緯から見て、最も少ない定数である 465 人を提案することがよいのではないか。
- ・ 比例代表を削減し、むしろ小選挙区を増やした方が較差是正と定数削減の両方が解決できるのではないか。
- ・ 小選挙区と比例代表の配分の割合は、現行の制度では、およそ 3 : 2 になっているので、0 増 5 減を入れて小選挙区は 10 減するとすれば、現行からは 5 減程度になるのではないかと考える。
- ・ 定数を削減した場合、将来、人口較差がさらに拡大したときに、本当に配分していけるかという問題を考えなければいけない。そのときに、総定数を増やすことができないから、また比例代表から減らすというようなその場限りの対応にならないように、我が国の選挙制度が直面している問題を明確にすることが重要ではないか。
- ・ 将来、人口減で較差が開くとは必ずしも言えず、アダムズ方式を取り入れると、将来の推計人口を加味しても、人口の少ない県で議席数は減らず、ある程度、安定的に議席が確保されると考える。
- ・ 我が国の拘束名簿式での比例代表制の下では、有権者から見ると、選挙の方法としては最も自分の選好が反映できないものであるので、小選挙区の数減らすよりも比例代表から減らす方が国民から見ても納

得できるのではないか。

- ・ （現在の）選挙制度にどのようなデメリット、メリットがあるかという観点からすると、民意の集約機能が行き過ぎていることはまちがいないので、小選挙区を削減すべきであると考え。 (小選挙区と比例代表の削減の) 割合については、現行の割合の 3 : 2 が穏当なところだと考える。
- ・ 民意の集約機能が若干強過ぎると感じるので、制度のスタート時点であった 3 : 2 をベースに小選挙区 6 減、比例代表 4 減で 10 減すれば理解が得られるのではないか。
- ・ 小選挙区は既に 5 減しているからもうよいというのではなく、小選挙区からも削減する必要がある。

本調査会においては、衆議院議員の定数を現行定数から 10 減して 465 とし、小選挙区を 6 減、比例代表を 4 減する案をとりまとめた。

「答申案全体を通して」

- ・ 較差是正については、原則的に 10 年ごとの国勢調査で行うこととなっているが、5 年ごとの簡易国勢調査の結果、較差 2 倍を超える選挙区が生じた場合には、区画審に何らかの是正を行わせる仕組みを設けることを考えるべきである。
- ・ 望ましい選挙制度の在り方を衆参両議院について継続的に考えること

に関し、衆参が別々に検討するのではなく、国会全体として議論すべきであるということを提起してもよいのではないか。

(2) 次回の日程

平成28年1月14日(木) 16時